



この届書は、「特定適用事業所に該当すると見込まれる場合」又は「特定適用事業所に該当しなくなった場合で現に被保険者である者の4分の3以上の同意を得た場合」に提出していただくものです。

- ・「特定適用事業所」とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、これに使用される通常の労働者及びこれに準ずる者の総数が常時500人を超えるものの各適用事業所をいいます。
- ・「事業主が同一である1又は2以上の適用事業所」とは、
  - ・法人事業所又は地方公共団体に属する事業所の場合、法人番号が同じ適用事業所を指します。
  - ・個人事業所の場合、現在の適用事業所を指します。
  - ・国に属する事業所の場合、国に属する全ての適用事業所を指します。
- ・「通常の労働者及びこれに準ずる者の総数」とは、「被保険者(短時間労働者を除く)の総数」をいいます。なお、共済組合員も被保険者に含めます。
- ・「常時500人を超えるもの」とは、「1年のうち6月以上、500人を超えることが見込まれる場合」をいいます。
- ・既に該当となった特定適用事業所の被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時500人以下となった場合でも、引き続き特定適用事業所としてみなすこととなります。但し、特定適用事業所の被保険者(短時間労働者を含む)となっている者のうち4分の3以上の者の同意を得て、「特定適用事業所不該当届」を提出することにより、特定適用事業所に該当しなくなったものとして取り扱われます。

## ◎ 記入方法

- ・提出者(代表事業所)記入欄
  - ・特定適用事業所該当/不該当届の提出者は、法人事業所、地方公共団体に属する事業所又は国に属する事業所の場合、本店又は主たる事業所の事業主となります。
  - ・①事業所整理記号は組合加入時に付された記号を記入してください。
  - ・事業主の押印は、署名(自筆)の場合は必要ありません。
- ・②法人番号 : 法人事業所、地方公共団体に属する事業所又は国に属する事業所の場合、「法人番号」を記入してください。個人事業所の場合は記入不要です。
- ・⑤該当/不該当の別 : 特定適用事業所該当届を提出する場合は「1. 該当」、特定適用事業所不該当届を提出する場合は「2. 不該当」を○で囲んでください。
- ・⑥該当(不該当)年月日 : 該当年月日又は不該当年月日は、事実発生年月日を記入してください。
- ・不該当年月日時点の被保険者総数欄
  - ・被保険者総数については共済組合員を含めた被保険者の総数を記入してください。  
(法人番号が同一の複数の事業所を代表して提出する場合は、各事業所の被保険者を含めた総数を記入)

## ◎ 添付書類

- 「特定適用事業所不該当届」を提出する場合
  - ・被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時500人以下となり、特定適用事業所不該当届を提出する場合は、特定適用事業所の被保険者(短時間労働者を含む)となっている者のうち4分の3以上の同意を得たことを証する書類を添付してください。
  - ・地方公共団体が提出する場合は、上記4分の3以上の同意を得たことを証する書類と、不該当年月日時点の被保険者総数を確認できる書類を併せて添付してください。